

## 市第97号議案 平成30年度横浜市下水道事業会計補正予算（第1号）

平成30年4月の「大気汚染防止法の一部を改正する法律」の施行に伴い、新たな焼却炉の排ガス排出基準が定められました。これに伴い平成28年度からPFI事業で実施している「北部汚泥資源化センター下水汚泥処理設備の整備及び維持管理」の対象設備において、基準を満たす新たな排ガス処理設備の設置と、これに伴う維持管理を追加するため、債務負担行為を新たに設定します。

### 1 債務負担行為補正内容（予算議案5頁、予算説明書11頁）

債務負担行為の設定

	期 間	限 度 額
北部汚泥資源化センター下水汚泥処理設備の整備及び維持管理	平成31年度から 平成50年度まで	4,800,000千円

### 2 補正の経緯

- ・ 「水銀に関する水俣条約」が発効し、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が施行され、焼却炉の排ガス排出基準に新たに水銀濃度が追加
- ・ 平成30年4月1日以降、新たな基準が適用
- ・ 既存の施設については、基準に適合させるため、猶予期間である平成32年3月31日までに対応が必要

### 3 今回の対応の概要

PFI事業の次に掲げる対象設備に水銀を除去する排ガス処理設備を設置し、完了した設備から順次、維持管理を開始

- ・ 既存の焼却炉(\*1) (平成31年度に設置)
- ・ 建設中の燃料化設備(\*1) (平成31年度に設置)
- ・ 建設予定の焼却炉 (平成32・33年度に設置)

\*1 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」における既存の施設に該当

(参考)

1 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」による新たな排出基準

水銀濃度の排出基準 [ $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ ]	
新規施設	既存施設 (*2)
30	50

\*2 平成30年4月1日の施行日において現に設置されている施設  
(設置の工事が着手されているものを含む)

2 北部汚泥資源化センター下水汚泥処理設備の整備及び維持管理

の現契約の内容 (平成28年8月契約)

事業者	株式会社横浜Bay Link (*3)
契約金額	41,864,793 千円 (債務負担行為の限度額 : 42,600,000 千円)
契約期間	平成28年8月31日 から 平成51年3月31日 まで
事業概要	【設計・建設】 既存焼却炉の撤去、新規燃料化設備及び焼却炉の整備 改良土プラントの整備 【運営・維持管理】 既存及び新規施設の運転・維持管理、燃料化物及び改良土の販売

\*3 以下の5社で出資された特別目的会社  
代表企業 JFEエンジニアリング株式会社  
構成員 奥多摩工業株式会社  
株式会社デイ・シー  
東芝インフラシステムズ株式会社  
奥多摩建設工業株式会社